

新居浜市債権管理計画

令和2年9月

新居浜市債権管理委員会

債権管理基本方針

財源確保で行政サービスを拡充！！

公平・公正を目指すまち 『にいほま』

1 目的

市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平・公正な行財政運営のために、全庁を挙げて債権管理の適正化を図ることを目的とする。

2 対象

対象となる債権は、市が保有する全ての債権とする。

3 基本方針

- (1) 債権管理に関する事務は、法令、条例等又は契約に基づいて適正に処理する。
- (2) 債権管理に関する事務は、大多数の納期内納付者と滞納者との公平性に留意して、財政上最も市の利益に適合するように処理する。
- (3) 債権管理に関する事務は、数値目標や執行状況等を明確にし、効果効率的な事務手続を行う。
- (4) 債権管理に関する事務は、庁内で危機意識を共有し、管理監督者による徹底した進行管理を行い、問題を先送りしない。
- (5) 債権管理に関する情報は、広く市民に公開する。

目次

はじめに	1
1 対象債権	1
(1) 対象債権	1
(2) 債権種別	1
(3) 公債権と私債権の分類について	3
2 令和元年度の収入状況	3
3 課題	4
4 個別的債権管理	4
(1) 債権の適正な管理	4
ア 納期内納付の推進	
イ 減免規定等の適用	
ウ 速やかな督促手続と催告	
エ 督促手数料・延滞金の収納	
(2) 時効の管理	5
ア 消滅時効	
イ 時効更新措置	
(3) 初動対応の強化	6
ア 納付折衝等の窓口対応の充実	
イ 納付誓約書兼納付計画書の活用	
(4) 法的措置等対応の強化	6
ア 強制徴収手続	
イ 強制執行手続	
(5) 滞納処分等の執行停止、徴収停止及び債権放棄の検討	7
5 組織的債権管理	7
(1) 滞納整理における進行管理	7
ア 強制徴収債権の進行管理	
イ 非強制徴収債権の進行管理	
(2) 数値目標の設定による収入率の向上	8
(3) 債権回収状況の公表	8

(4) 個人情報の保護及び滞納情報の共有	8	
ア 個人情報の保護		
イ 滞納情報の共有		
ウ 非強制徴収債権の情報収集		
(5) 人材の育成	9	
ア 研修の充実		
イ 愛媛地方税滞納整理機構の活用		
(6) 体制の整備	9	
ア 組織機構の検討		
イ 債権管理委員会の開催		
6 債権管理課の取組	10	
(1) 令和元年度の取組実績	10	
ア 令和元年度収入率目標値の公表		
イ 重点滞納債権への支援及び法的措置の実施		
ウ 債権担当者ワーキングチーム（WT）の運営		
(2) 令和2年度の取組計画	11	
ア 令和2年度収入率目標値の公表		
イ 重点滞納債権への支援及び法的措置の実施等		
ウ 今後の債権管理体制について		
表 1	債権名及び賦課根拠・時効年数等	12
表 2-1	滞納債権の収入状況	15
表 2-2	歳出返還金の収納状況	20
表 3	債権の収入率の実績及び目標	21
図 1	債権種別ごとの未収額と収入率の推移	24
参照法令等		25

はじめに

この計画は、本市が保有する債権について、各債権に適用される法令、条例及び契約等に基づいて適正な管理と効果的・効率的な回収に取り組むための基本的な考え方を示すものであり、平成28年4月に施行された「新居浜市債権管理条例第7条」の規定に基づき、市民負担の公平性及び財政の健全性を確保することを目的として毎年度策定するものである。

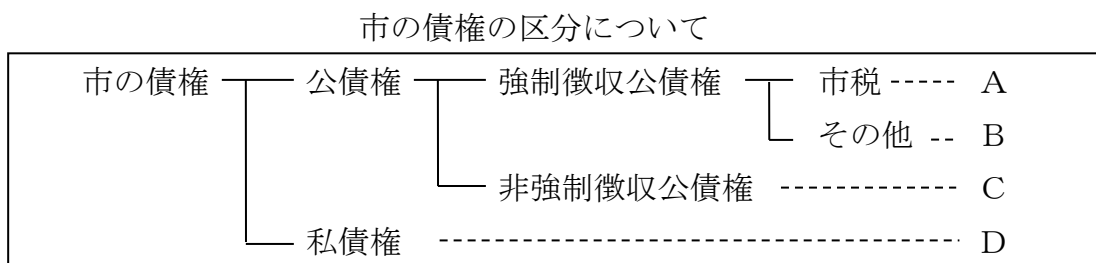
1 対象債権

(1) 対象債権

新居浜市が債権者となる債権のうち、主なものを表1(12～14ページ)に示す。この計画に基づき収納の強化を図る債権は、市税を含む全ての公債権及び私債権のうち、過去5か年の間に滞納があった債権とする。

(2) 債権種別

市が所有する債権について、その性質ごとに区分すると、次のように分類される。



A : 強制徴収公債権 (市税)

強制徴収公債権(市税)とは、地方税法の規定により賦課及び差押え等の滞納処分により徴収を行うことができる債権である。また、徴収にあたっては、原則として他の債権に優先して充当される(租税優先の原則)。市税には次のような種類があるが、本計画ではこれらの合計額で管理していくこととする。

市税の種類：個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税

B：強制徴収公債権（その他）

強制徴収公債権（その他）とは、市税等の滞納処分の例により処分できる債権であり、地方自治法第231条の3第3項において、次の債権に限定されている。

- ア 分担金 イ 加入金 ウ 過料
エ 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入

※「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」とは、地方自治法附則第6条各号に規定しているもの、又は各法律において税の滞納処分の例により処分できると規定しているものをいう。

『強制徴収公債権（その他）の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	保育所保育料	児童福祉法第56条第7項
2	国民健康保険料	国民健康保険法第79条の2
3	下水道使用料	地方自治法附則第6条第3号
4	生活保護費徴収金 生活保護費返還金	生活保護法第78条第4項 生活保護法第77条の2第2項

C：非強制徴収公債権

非強制徴収公債権とは、許可・認可等の行政処分に伴い発生する使用料や手数料、返還金等で、強制徴収公債権に該当しない債権である。

『非強制徴収公債権の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	生活保護費返還金、徴収金	生活保護法
2	児童扶養手当返還金	児童扶養手当法
3	し尿処理手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

D：私債権

私債権とは、行政処分のような行政庁の一方的な意思決定ではなく、相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいう。

『私債権の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	土地建物貸付料	地方自治法第238条の5
2	市営住宅家賃・共益費	新居浜市市営住宅条例
3	水道料金	新居浜市水道事業給水条例

債権種別ごとの根拠法令等の適用関係

		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入通知	-	法第231条		
督促	条例第8条	法第231条の3第1項	令第171条	
督促手数料・延滞金	条例第9条	法第231条の3第2項	民法等	
送達・公示送達	-	法第231条の3第4項		
履行延期	条例第17条	地方税法等	令第171条の6	
徴収停止	条例第16条		令第171条の5	
免除	条例第18条		令第171条の7	
強制執行	条例第13条		令第171条の2	
履行期限繰上げ	条例第14条		令第171条の3	
債権の申出	条例第15条		令第171条の4	
時効期間・完成猶予・更新・援用	-	法第236条第1項・第2項		民法等・法第236条第4項
債権放棄	条例第19条	-	法第96条第1項第10号	

※条例：新居浜市債権管理条例 法：地方自治法 令：地方自治法施行令

(3) 公債権と私債権の分類について

近年、行政実務上公債権として位置づけられていたものが、最高裁で私債権であるとして、従来の判断が覆る事案が発生している。水道料金^(※1)や公立病院の診療費^(※2)が主なものであり、従来は公の施設の使用料として公債権に分類されていたが、判例で私法上の債権であるとされた。

このようなことから、公債権と私債権の分類については、表面的な分類の仕方ではなく、各債権の個別具体的な法令の規定方法、過去の判例等から判断しなければならない。

2 令和元年度の収入状況

令和元年度の、本市における滞納債権の収入状況は表2-1(15~18ページ)のとおりであり、滞納額の合計は約7.88億円である。これは、令和2年度の各種会計の当初予算総額約933億円の約0.84%に相当する。

表に示したとおり、収入未済額が5千万円を超える3債権(滞納額が多い順に、市税、国民健康保険料、住宅新築資金等貸付金)の滞納額が、全体の約78.4%を占めている。

3 課題

市債権の収入未済額は年々減少傾向にあり、令和元年度決算においては、債権管理課（当時、債権管理対策室）が設置された平成22年度決算と比較して11.57億円、約59.47%減少した。主には市税の収入未済額が減少したことによるものであるが、そのほかにも強制徴収公債権を中心にすべての債権種別において減少傾向にある。これは、各債権所管課で債権管理を徹底し、滞納整理に関する業務を適正に執行してきた結果である。

引き続き、滞納初期における適切な納付相談・指導を行い、納付意識の希薄化を防ぐため『納付可能な状況にもかかわらず自主納付がなされない場合においては、差押えや訴訟提起などの法的措置を執る。』という強い姿勢で、滞納整理業務にあたっていかなければならない。

また、債権回収事務を進めた結果、回収不能と判断されるような事案に対して、引き続き滞納整理に関する事務量を投入するのは、事務の効率化に反するだけでなく、納付緩和措置の適正な執行の面からも不適切であることから、強い姿勢による滞納整理業務を行うと共に、滞納処分の執行停止や徴収停止、債権放棄等を行うことにより、「適切な債権管理事務の執行」を引き続き進めていくこととする。

4 個別的債権管理

（1）債権の適正な管理

債権管理の基本である新居浜市債権管理条例の規定に従い、債権管理簿を調製し、時間の経過や状況の変化に応じて適切な対応を判断し、各法令の規定に基づいた対応を適正に行う。

ア 納期内納付の推進

滞納債権を発生させないため、納付者の利便性が高い口座振替の勧奨を行うとともに、令和元年度から納付科目を拡大したコンビニ納付やスマートフォンなどの決済アプリでの納付についても、広報紙・ホームページ等での周知を行い、納期内納付の推進を実施する。また、今後においても納付環境の拡大を研究、検討する。

イ 減免規定等の適用

災害・生活困窮等により、納入義務者から減免の申請がなされた場合には、法令等に基づく減免規定を適正に運用する。

また、条件に合致する場合には、強制徴収債権にあつては徴収猶予、非強制徴収債権にあつては履行延期の処分・特約の適用を検討する。

ウ 速やかな督促手続と催告

初期対応を迅速かつ的確に実施することが、滞納額を増加させないことに繋がるため、滞納発生後は、法令等に基づく速やかな督促手続を徹底する。

督促指定期日までに納付がない場合は、文書・電話・訪問等による催告を行うが、文書催告については、例えば、賞与支給時に合わせるように6月・12月等に納付書を同封して送付し、催告書通知文の内容についても、滞納の段階に応じたものとする。また、電話催告も文書催告のタイミングに合わせた強化期間を設ける等、効果効率的な催告となるよう実施する。

エ 督促手数料・延滞金の収納

納期後の納付の際には、納期内納付した者との公平性を保つためにも、歳出返還金を除く公債権については、地方税法や新居浜市債権管理条例等の法令に基づく督促手数料及び延滞金を請求し、収納する。

私債権については、契約書や法令等に規定されている督促事務費や損害賠償金等を請求し、収納する。また、これらが規定されていない場合には、民法で定められた法定利率に基づく損害賠償金等の請求と合わせて、契約書等へ損害賠償金等を明記することで、履行遅滞となった場合のデメリットを明らかにし、納付の公平性確保に努める。

延滞金等を減免する場合には、減免を行う基準や手続等を定めた減免規定等を整備し、担当者の独自判断とならないよう、適正に運用する。

(2) 時効の管理

債権管理を行ううえで各債権の時効管理は非常に重要である。厳格に管理し、漫然と時効を迎えるようなことが無いよう、対応しなければならない。

ア 消滅時効

債権の消滅時効は、令和2年4月1日の民法改正施行後に生じた債権については原則として5年となるが、根拠となる法律や債権が生じた日により期間が異なる場合があることから、債権の種類や性質をしっかりと把握したうえで、時効管理を行わなければならない。

各債権の消滅時効の期間及び根拠を、表1（12～14ページ）に示す。

イ 時効更新措置

時効期間が経過してしまうと、公債権については債権消滅、私債権についても時効の援用により、債権が消滅することが考えられる。そのため、状況に応じて債務承認等による時効更新措置を講じる。

（3）初動対応の強化

債権管理において最も重要なのは、契約締結段階や、滞納初期段階での対応であり、特に非強制徴収債権については、過年度滞納となった場合、収入率が極端に悪化することや、債権回収を進めていくうえで、訴訟等により債務名義を取得する必要もあることから、多大な労力と時間を費やすこととなるため、初動対応の強化を推進する。

ア 納付折衝等の窓口対応の充実

納付折衝は滞納者に納付を促すためだけでなく、滞納者の状況、財産の把握を行うためにも重要である。また、再び滞納させないように納付指導をする意味合いもある。

よって債権所管課において、窓口対応マニュアルの作成や、OJT研修等を実施することにより、窓口対応スキルの向上を図る。

イ 納付誓約書兼納付計画書の活用

災害・生活困窮等により納期内の納付が困難になった場合、あるいは納付が滞った場合には、納付誓約書兼納付計画書を受領して時効の更新を図り、その後の納付計画の着実な履行を促す。また、必要に応じて連帯保証人等、納付誓約の担保の徴取も行う。

（4）法的措置等対応の強化

催告を繰り返しても納付に至らない場合には、原則として滞納処分や強制執行等の法的措置により、債権回収に努めなければならない。なお、この法的措置に関する自治体の裁量権は、実施時期の選択^(※3)については余地があるものの、その権利の行使、不行使については与えられていない^(※4)。

ア 強制徴収手続

強制徴収債権については、納付できる資力があるにもかかわらず納付しない、悪質な滞納者を中心に差押えを実施する。

債権管理課は、債権所管課での滞納処分がスムーズにできるよう、財産調査・差押え事務について積極的に支援を行っていく。

イ 強制執行手続

非強制徴収債権については、債権管理課の支援のもと、訴訟等により債務名義を取得し、財産が発見されたものについては債権差押え等の強制執行手続を積極的に実施する。

(5) 滞納処分の執行停止、徴収停止及び債権放棄の検討

各種調査や滞納者からの聞き取り結果によって、徴収不能事案と判明した事案については放置せずに、強制徴収債権については滞納処分の執行停止、非強制徴収公債権については徴収停止、私債権については債権放棄を行う。ただし、担当者の恣意的な判断により執行停止等を行わないようにするため、債権ごとに判断基準を明確にしたうえで適用する。

また、債権放棄を行う場合には、債権所管課での検討に加え、債権管理委員会での承認を経たうえで行うこととする。

5 組織的債権管理

(1) 滞納整理における進行管理

滞納整理における進行管理とは、全体の現状分析から全体計画（目標）を立て、その計画達成に向けて一つ一つの事案をいかに効率的に完結に導いていくか、決断と行動を繰り返していく一連の事務の流れである。

ア 強制徴収債権の進行管理

統括責任者（課長）は数値目標計画・事務運営計画を策定し、管理監督者（副課長・係長）はこの目標達成に向けた年間計画・月間計画等を策定する。これらの内容を徴収職員（係員）に伝え、徴収職員は目標達成に向けて個々の事案に対応する。その結果を毎月の進行管理会議や係会で認識統一し、さらにそれぞれの目標・計画の見直しに活用する。重要・困難事案については、管理職ヒアリングを行い、組織を挙げて対応する。

このように、徴収職員、管理監督者、統括責任者のそれぞれの立場に応じて進行管理を行うことにより、担当部署全体で責任を持って滞納整理を進める。

イ 非強制徴収債権の進行管理

滞納額、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況、滞納理由及び納付意思等を勘案し、効果的・効率的な債権回収方法を選択する。

なお、責任の所在を明確にするため担当者制を敷き、月に1回以上は係会等を実施し、前年同期の収入率との比較によって、滞納整理事務の機敏な軌道修正を行う。

また、債権ごとに異なる消滅時効期間や時効の援用の可否等を勘案のうえ、重点滞納事案については管理職ヒアリングを実施するなど滞納整理の年間スケジュール等を設定し、適正な進行管理を実施する。

(2) 数値目標の設定による収入率の向上

収納実績を向上させるために収入率等の数値目標を設定し、各債権所管課においては、数値目標の達成に努める。

主要債権の収入率等の目標数値は、表3-1、2(21, 22ページ)のとおりである。

(3) 債権回収状況の公表

市の財政に関する取組に対して市民の理解を得るため、債権管理の徹底を図るとともに、取り組む対策、債権の回収状況(差押え・訴訟件数、収入率等)など、債権管理課をはじめ滞納債権所管課においてもその執行状況について積極的に公表を行う。(表3-3(23ページ))

(4) 個人情報の保護及び滞納情報の共有

ア 個人情報の保護

債権管理は、秘密性の高い市民の個人情報を取り扱う業務であり、地方公務員法や地方税法等には情報漏えい、窃用に対する罰則規定がある。これらのことから、滞納者の資産状況等の把握や各債権間の連携など債権回収の促進にあたっては、個人情報の保護、守秘義務に留意する。

イ 滞納情報の共有

市税、国民健康保険料及び保育所保育料等強制徴収債権の滞納者の情報については、各債権の徴収事務において調査権限が与えられていることから、収集・共有に関して法的問題はクリアされる。よって、情報交換会の開催や直接の聞き取り等により、庁内での積極的な情報の共有を

図る（平成19年3月総務省通知参照）。

しかし、非強制徴収債権については、徴収根拠法令に調査権限が無いことから、安易に情報収集・共有することはできない。

ウ 非強制徴収債権の情報収集

調査権限が無いことから、契約締結時や納付誓約時に同意書を徴取し、債務不履行等の場合に素早く情報収集ができるよう、準備を怠りなく行う。

情報を保有する課は、債権所管課が同意書を基に協力依頼があった場合には、法令に抵触しない範囲において、当該債権管理事務に協力するものとする。

（5）人材の育成

ア 研修の充実

従来から職場内研修あるいは外部機関の専門研修を実施しているが、順次策定している「滞納整理業務マニュアル」、「保証人対応マニュアル」を活用し、特に職場内研修を充実させることにより、債権管理・回収に関係する職員のレベルアップを図る。

また、各債権所管課の担当者が集まり、研修や意見交換等を実施する債権担当者ワーキングチームの活動を通して、徴収事務の全庁的なスキルアップを図る。

イ 愛媛地方税滞納整理機構の活用

愛媛地方税滞納整理機構は、各市町から移管された税の徴収困難事案の滞納処分を専門的に実施しており、各市町から職員を受入れし、滞納処分に係る知識を習得できるように取り組んでいる。本市から派遣された職員においても、帰任後における専門知識の普及を進めていく。

（6）体制の整備

ア 組織機構の検討

債権所管課は、人事異動等により担当者の入れ替わりがあり、マニュアル等によりスキルの継承を行っているが、そもそもの案件が少数である債権や突発的に発生した債権には対応が難しくなっている。このことから、全庁的な債権管理・回収に関して現在は指導・助言を債権管理課が担っているが、収納業務は、債権所管課の日常業務の中にあり、「収納

責任は原課にある」が原則である。よって、債権所管課で賦課から徴収まですべてのことが完結できるようになることを第一義に効果・効率的な組織のあり方について検討し、体制を整備していかなければならない。

イ 債権管理委員会の開催

債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、債権管理委員会を開催し、債権管理計画の策定をはじめとして、重点滞納債権の指定や債権放棄に係る事案の承認等の債権管理に係る重要な方針を決定することとする。

6 債権管理課の取組

(1) 令和元年度の取組実績

ア 令和元年度収入率目標値の公表

令和元年9月改定の新居浜市債権管理計画に、強制徴収債権及び重点滞納債権（16債権）の個別収入率目標値を掲載した。令和元年度の目標値を達成できたのは10債権であり、平成30年度実績を上回る収入率となったのは11債権である。（表3-1、2（21、22ページ））

滞納債権全体の収入率は、債権管理対策室設立後、10年連続で上昇し、前年比0.37ポイント増の97.11%となった。目標値を掲げ公表することにより、債権所管課の滞納処分・債権管理に対する意識が向上してきた成果と考えられる。

イ 重点滞納債権への支援及び法的措置の実施

債権管理委員会において、早急な対応が必要と判断し、重点滞納債権に指定された8債権を中心に、ヒアリングを密にし、納付交渉に同行・同席する等、債権所管課での滞納整理に対し積極的に支援を行った。

また、係争中であった訴訟案件については、公判を重ねた結果、和解が成立し、支払われた。

ウ 債権担当者ワーキングチーム（WT）の運営

「収納責任は原課にある」が大原則である。しかし、債権所管課においては、人事異動や、専任の徴収事務担当者がいないことから、スキルや経験の蓄積が困難な場合がある。そこで、各債権所管課の債権担当者が相互に意見交換や研修を行うことにより、各個人及び債権所管課のスキルアップを図ることを目的に、平成30年度に債権担当者WTを創設。

強制徴収債権と非強制徴収債権では回収方法が異なることから、強制系WTと非強制系WTの2チームを設置し、令和元年度はそれぞれ10回（のべ20回）の研修会を実施し、債権回収事務に関する基礎知識の習得や、高額・困難事案に対する対応方法の検討及び意見交換等を行い、徴収担当者のスキルアップ及び債権所管課の徴収に対する基礎的知識の向上が図られた。今後も継続して実施する。

（2）令和2年度の取組計画

ア 令和2年度収入率目標値の公表

債権管理委員会において、令和元年度決算についての検証を行い、令和2年度決算に向けては、強制徴収債権及び重点滞納債権の令和4年度までの個別収入率等目標値の公表により、市全体の収入率向上に繋げる。

イ 重点滞納債権への支援及び法的措置の実施等

債権管理委員会において、早急な対応が必要と判断し、重点滞納債権に指定された債権を中心に、ヒアリングを密にし、納付交渉に同行・同席する等、債権所管課での滞納整理を積極的に支援していくとともに初動対応、マニュアルの整備、文書管理に係る組織的な債権管理体制の構築に向けて支援・助言し、債権管理の適正化・標準化を推進する。また、法的措置が必要と判断された事案については、債権所管課と連携して事務を進めていく。なお、非強制徴収債権については、債権ごとに性質が大きく異なり、それぞれ個別に滞納整理手法を検討していかなければならないが、滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の作成に向けて検討を進めていく。

ウ 今後の債権管理体制について

債権管理条例を制定し、債権管理課は一定の役割を終え解散を予定していたが、非強制徴収債権について整理ができておらず、所管課のみでは法的措置への対応が難しいため平成28年度以降債権管理課が共同処理など支援及び助言を行ってきた。

所管課での債権管理レベルも一定水準に達しつつあるが、さらに組織的かつ適切な債権管理を推進したうえ、「収納責任は原課にある。」という原則に立ち返り、令和4年度に向けて効果・効率的な組織のあり方を検討し、令和3年度の債権管理計画で示すこととする。

表1 債権名及び賦課根拠・時効年数等

種別	債権名	賦課根拠法令	強制徴収根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
A	市税	地方税法第2条ほか 新居浜市税賦課徴収条例	地方税法第329条ほか	5年	地方税法第18条	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制徴収根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
B	保育所保育料	(公立)子ども子育て支援法第27条第1~8項 (私立)子ども・子育て支援法附則第6条第4項 新居浜市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	(公立)児童福祉法第56条第7項 (私立)子ども・子育て支援法附則第6条第7項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	児童扶養手当返還金 (不正請求分)	児童扶養手当法第23条	児童扶養手当法第23条	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	介護保険料	介護保険法第129条 新居浜市介護保険条例	介護保険法第144条	2年	介護保険法第200条第1項	不要
B	国民健康保険料	国民健康保険法第76条 新居浜市国民健康保険条例	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律第104条 新居浜市後期高齢者医療に関する条例	高齢者の医療の確保に関する法律第113条	2年	高齢者の医療の確保に関する 法律第160条第1項	不要
B	診療報酬返還金(一般・退職) (不正請求分)	国民健康保険法第65条	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	生活保護費徴収金 (不正受給関係)	生活保護法第77条の2第1項、第78条第1項	生活保護法第77条の2第2項、第78条第4項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	下水道事業受益者負担金等	(負担金)都市計画法第75条第1項 (分担金)地方自治法第224条 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例	(負担金)都市計画法第75条第5項 (分担金)地方自治法第231条の3第3項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	下水道使用料	下水道法第20条 新居浜市下水道条例	地方自治法第231条の3第3項 (附則第6条第3号)	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	漁港占用料	漁港漁場整備法第35条、第39条の5 新居浜市漁港管理条例	地方自治法第231条の3第3項 (附則第6条第4号)	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	土地区画整理事業清算金	土地区画整理法第110条第1項 新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例	土地区画整理法第110条第5項	5年	土地区画整理法第42条第1項	不要
B	道路占用料	道路法第39条 新居浜市道路占用料条例	道路法第73条第3項	5年	道路法第73条第5項	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
C	行政財産使用料	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項 新居浜市行政財産使用料条例	地方自治法第 240 条第 2 項	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	不要
C	生活保護費返還金、徴収金	生活保護法第 63 条、第 78 条	〃	5 年	〃	不要
C	特別障がい者手当過誤支給分	民法第 703 条 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	〃	5 年	〃	不要
C	児童扶養手当返還金	民法第 703 条 (児童扶養手当法)	〃	5 年	〃	不要
C	児童手当返還金	民法第 703 条 (児童手当法)	〃	5 年	〃	不要
C	子ども手当返還金	民法第 703 条 (平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律)	〃	5 年	〃	不要
C	別子保育園使用料	地方自治法第 225 条 新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例	〃	5 年	〃	不要
C	老人ホーム費負担金	老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項、第 11 条第 1 項第 2 号 老人福祉法第 28 条の規定による費用徴収規則	〃	5 年	〃	不要
C	し尿処理手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条	〃	5 年	〃	不要
C	平尾墓園管理料	新居浜市墓地条例第 1 1 条	〃	5 年	〃	不要
C	幼稚園保育料	地方自治法第 225 条 新居浜市立幼稚園保育料徴収条例	〃	5 年	〃	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
D	土地建物貸付料	地方自治法第 238 条の 5 第 1 項 新居浜市公有財産規則第 19 条	地方自治法第 240 条第 2 項	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	災害援護資金貸付金	災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条 新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例第 12 条	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	重度心身障害者医療費返還金	民法第 703 条 (新居浜市重度心身障害者医療費助成条例)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	ひとり親家庭医療費返還金	民法第 703 条 (新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	子ども医療費返還金	民法第 703 条 (新居浜市子ども医療費助成条例)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	母子及び父子家庭 小口資金貸付金	新居浜市母子家庭及び父子家庭小口資金貸付金貸付事業実施要綱 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
D	老人短期保護費納付金	新居浜市高齢者ショートステイ事業実施要綱 (老人福祉法)	地方自治法第 240 条第 2 項	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	診療報酬返還金 (一般・退職) (不当利得金)	民法第 703 条 (国民健康保険法)	〃	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	要
D	高額療養費返納金 (一般・退職) (不当利得金)	民法第 703 条 (国民健康保険法)	〃	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	要
D	第三者納付金 (一般・退職)	国民健康保険法第 64 条第 1 項 (民法第 710 条・第 722 条)	〃	5 年	民法第 724 条の 2	要
D	旧老人保健事業特別会計 診療報酬返還金 (不当利得金)	民法第 703 条 (老人保険法)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	国保特定健康診査検診料返還金	民法第 703 条 (高齢者の医療の確保に関する法律)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	住宅新築資金等貸付金	新居浜市住宅新築資金等貸付条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	下水道事業協力金 ・早期利用寄附金	新居浜市公共下水道認可区域外における汚水管布設要綱 (民法 553 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	簡易水道使用料	新居浜市別子山簡易給水施設条例第 19 条 (民法第 555 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	市営住宅家賃	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第 22 条	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	市営住宅共益費	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第 27 条	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	放課後児童クラブ利用料	児童福祉法 新居浜市放課後児童健全育成事業実施要綱	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	損害賠償金	和解書 (民法第 709 条、第 695 条)	〃	5 年 (5 年)	民法第 166 条第 1 項 (民法第 724 条の 2)	要
D	奨学資金貸付基金貸付金	新居浜市奨学資金貸付基金条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	青野記念奨学基金貸付金	新居浜市青野記念奨学基金条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	特別奨学基金貸付金	新居浜市特別奨学基金条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	入学準備金貸付基金貸付金	新居浜市入学準備金貸付基金条例 (民法第 587 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要
D	水道料金	新居浜市水道事業給水条例第 23 条 (民法第 555 条)	〃	5 年	民法第 166 条第 1 項	要

※ D債権の時効年数は令和 2 年 4 月 1 日の民法改正施行後の年数を記載しているが、それ以前に生じた債権については根拠となる法律により時効年数が異なる。

表 2-1 滞納債権の収入状況

(単位：千円)

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
市 税	(資産税課)	現年度	19,567,515	19,458,779	1,347	107,389	99.44	0.09	239
	(市民税課)	滞納繰越	364,813	105,063	32,963	226,787	28.80	-1.09	0
	(収税課) 市 税	計	19,932,329	19,563,842	34,311	334,176	98.15	0.29	239
強 制 徴 収 公 債 権	(子ども保育課)	現年度	436,350	433,725	0	2,624	99.40	0.16	0
	保 育 所 保 育 料	滞納繰越	9,309	4,702	859	3,749	50.51	9.70	0
		計	445,659	438,427	859	6,373	98.38	0.30	0
	(介護福祉課)	現年度	2,633,351	2,616,011	0	17,340	99.34	0.15	1,085
	介 護 保 険 料	滞納繰越	41,652	16,041	8,203	17,408	38.51	-4.49	0
		計	2,675,004	2,632,052	8,203	34,748	98.39	0.27	1,085
	(国保課)	現年度	1,890,633	1,800,108	14	90,511	95.21	-0.21	226
	国 民 健 康 保 険 料	滞納繰越	145,867	64,467	25,809	55,592	44.20	0.05	0
		計	2,036,500	1,864,575	25,823	146,103	91.56	-0.06	226
	(国保課)	現年度	1,231,315	1,228,562	0	2,753	99.78	0.35	685
	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	滞納繰越	9,490	5,964	435	3,091	62.84	2.61	0
		計	1,240,805	1,234,526	435	5,843	99.49	0.32	685
	(生活福祉課)	現年度	8,799	6,152	0	2,647	69.92	-24.97	0
	生 活 保 護 費 返 還 金 徴 収 金	滞納繰越	932	882	0	50	94.66	89.30	0
		計	9,731	7,034	0	2,696	72.29	-18.68	0
	(企業総務課)	現年度	35,302	34,845	0	456	98.71	-0.99	0
	下 水 道 事 業 受 益 者 負 担 金	滞納繰越	690	233	29	429	33.70	4.01	0
		計	35,992	35,078	29	885	97.46	-0.45	0
	(企業総務課)	現年度	6,878	6,714	0	164	97.62	-2.14	0
	下 水 道 事 業 区 域 外 流 入 分 担 金	滞納繰越	63	13	0	51	19.78	-	0
		計	6,942	6,727	0	215	96.91	-2.85	0
(企業総務課)	現年度	1,410,770	1,407,508	0	3,262	99.77	0.10	0	
下 水 道 使 用 料	滞納繰越	13,160	4,211	1,564	7,385	32.00	5.29	0	
	計	1,423,929	1,411,718	1,564	10,647	99.14	0.20	0	
強 制 徴 収 公 債 権	現年度	7,653,398	7,533,626	14	119,758	98.44	0.05	1,996	
	滞納繰越	221,163	96,511	36,900	87,753	43.64	0.52	0	
小 計	計	7,874,560	7,630,137	36,914	207,510	96.90	0.16	1,996	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
非 強 制 徴 収 公 債 権	(生活福祉課) 生活保護費 返還金 徴収金	現年度	14,276	11,543	0	2,732	80.86	8.99	0
		滞納繰越	43,241	692	1,296	41,253	1.60	0.57	0
		計	57,516	12,235	1,296	43,985	21.27	-19.52	0
	(子育て支援課) 児童扶養 手当返還金	現年度	169	169	0	0	100	23.52	0
		滞納繰越	3,053	449	0	2,604	14.71	9.98	0
		計	3,223	619	0	2,604	19.19	-22.58	0
	(子育て支援課) 子ども手当 返還金	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	26	0	0	26	0	-43.48	0
		計	26	0	0	26	0	-43.48	0
	(環境保全課) し尿処理 手数料	現年度	4,246	4,220	0	26	99.40	0.11	0
		滞納繰越	42	34	0	8	81.34	0.91	0
		計	4,288	4,254	0	33	99.22	0.12	0
	(環境保全課) 平尾墓園 管理料	現年度	6,787	6,663	0	124	98.17	-	0
		滞納繰越	0	0	0	0	-	-	0
		計	6,787	6,663	0	124	98.17	-	0
	(建築住宅課) 市営住宅 家賃 (~H26年度分)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	8,886	1,913	1,768	5,205	21.53	1.58	0
		計	8,886	1,913	1,768	5,205	21.53	1.58	0
	(建築住宅課) 市営住宅 共益費 (~H26年度分)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	6,572	1,069	2,212	3,291	16.27	-14.26	0
		計	6,572	1,069	2,212	3,291	16.27	-14.26	0
非強制徴収 公債権 小計	現年度	25,478	22,596	0	2,882	88.69	13.99	0	
	滞納繰越	61,820	4,157	5,276	52,387	6.72	-3.58	0	
	計	87,298	26,752	5,276	55,269	30.65	-9.47	0	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
私 債 権	(管財課) 土地建物 貸付料	現年度	17,842	17,467	0	375	97.90	1.06	0
		滞納繰越	5,859	1,298	2,248	2,313	22.15	-0.45	0
		計	23,701	18,765	2,248	2,688	79.17	2.23	0
	(地域福祉課) 災害援護資金 貸付金	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	15,836	1,406	0	14,429	8.88	1.47	0
		計	15,836	1,406	0	14,429	8.88	1.47	0
	(子育て支援課) ひとり親 家庭 医療費返還金	現年度	71	68	0	4	95.03	95.03	0
		滞納繰越	477	25	0	452	5.28	-28.43	0
		計	548	93	0	456	16.92	-16.42	0
	(国保課) 診療報酬 返還金 (一般・不当)	現年度	1,034	545	0	489	52.69	-47.31	0
		滞納繰越	861	34	0	827	3.99	-85.35	0
		計	1,895	579	0	1,316	30.56	-60.80	0
	(国保課) 高額療養費 返納金 (一般・不当)	現年度	348	348	0	0	100	0	0
		滞納繰越	409	29	0	381	6.98	-56.83	0
		計	757	376	0	381	49.72	-27.31	0
	(国保課) 第三者 納付金 (一般)	現年度	23,911	23,911	0	0	100	0	0
		滞納繰越	1,037	0	1,037	0	0	0	0
		計	1,037	0	1,037	0	0	0	0
	(人権擁護課) 住宅新築資金等 貸付金	現年度	494	0	0	494	0	0	0
		滞納繰越	147,019	9,509	549	136,961	6.47	2.35	0
		計	147,513	9,509	549	137,454	6.45	2.36	0
(建築住宅課) 市営住宅 家賃 (H27年度分～)	現年度	284,051	280,367	0	3,685	98.70	1.04	0	
	滞納繰越	19,540	8,921	0	10,619	45.66	4.57	0	
	計	303,591	289,288	0	14,303	95.29	1.51	0	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
私 債 権	(建築住宅課) 市営住宅 共益費 (H27年度分～)	現年度	31,215	30,266	0	948	96.96	0.97	0
		滞納繰越	4,784	1,522	0	3,262	31.81	4.02	0
		計	35,999	31,788	0	4,211	88.30	1.00	0
	(建築住宅課) 市営住宅 駐車場使用料	現年度	1,693	1,682	0	11	99.35	0.18	0
		滞納繰越	10	10	0	0	100	-	0
		計	1,703	1,692	0	11	99.36	0.18	0
	(学校教育課) 放課後 児童クラブ 利用料	現年度	40,851	40,851	0	0	100	0.02	0
		滞納繰越	123	35	0	89	28.05	7.64	0
		計	40,974	40,886	0	89	99.78	0.10	0
	(学校教育課) 損害賠償金	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	1,040	260	0	780	25.00	24.05	0
		計	1,040	260	0	780	25.00	24.05	0
	(学校教育課) 奨学資金 貸付基金 貸付金	現年度	6,073	5,528	0	545	91.03	7.32	0
		滞納繰越	3,112	1,165	0	1,947	37.44	-0.97	0
		計	9,185	6,693	0	2,492	72.87	9.19	0
	(学校教育課) 青野記念 奨学基金 貸付金	現年度	622	571	0	51	91.77	-1.44	0
		滞納繰越	130	70	0	60	54.01	-2.04	0
		計	752	641	0	111	85.27	-0.84	0
	(企業総務課) 水道料金	現年度	1,592,498	1,589,787	0	2,710	99.83	-0.05	0
		滞納繰越	13,998	2,454	1,265	10,279	17.53	0.75	0
		計	1,606,496	1,592,241	1,265	12,990	99.11	0.27	0
私債権 小計	現年度	1,976,792	1,967,480	0	9,312	99.53	0.17	0	
	滞納繰越	214,235	26,738	5,099	182,398	12.48	1.30	0	
	計	2,191,027	1,994,218	5,099	191,710	91.02	1.19	0	
合 計	現年度	29,223,182	28,982,481	1,361	239,340	99.18	0.13	2,235	
	滞納繰越	862,032	232,468	80,238	549,325	26.97	-0.38	0	
	計	30,085,215	29,214,950	81,599	788,665	97.11	0.37	2,235	

注1 記載の数字は、千円単位で記載しており、端数については四捨五入しているため、縦・横計が一致しない部分がある。

注2 数字は令和元年度決算の数字であるが、次の費目については、滞納債権を明確にするため、決算書の金額から担当課分を抜き出す等、決算書の金額とは異なっている。
(債権名を網掛け済)

- 1) **保育所保育料**：一般会計の「児童福祉施設費負担金」のうち私立の保育所保育料分を抜き出したものと、「公立保育所使用料」を合算したものを掲載している。
- 2) **生活保護費徴収金（不正受給関係）**：一般会計の「雑入」のうち、生活保護費徴収金分で、平成26年7月以降に支給された生活保護費に係る生活保護法第78条に基づく徴収金及び平成30年10月以降に支給された生活保護費に係る同法第63条に基づく返還金のうち同法第77条の2第1項に基づく徴収金として返還請求を行ったものを抜き出している。
- 3) **生活保護費返還金・徴収金**：一般会計の「雑入」のうち、生活保護費返還金及び徴収金（上記の不正受給関係を除く）分を抜き出している。
- 4) **児童扶養手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、児童扶養手当返還金分を抜き出している。
- 5) **子ども手当返還金**：一般会計の「雑入」のうち、子ども手当返還金分を抜き出している。
- 6) **し尿処理手数料**：一般会計の「し尿処理手数料」のうち、し尿処理手数料を抜き出している。
- 7) **土地建物貸付料**：一般会計の「土地建物貸付収入」のうち、管財課管理分を抜き出している。
- 8) **ひとり親家庭医療費返還金**：一般会計の「民生医療費納付金」のうち、ひとり親家庭医療費返還金分を抜き出している。
- 9) **診療報酬返還金（一般・不当）**：国民健康保険事業特別会計の「（一般被保険者）返納金」のうち、診療報酬返還金分で民法第703条の不当利得に該当するものを抜き出している。
- 10) **高額療養費返納金（一般・不当）**：国民健康保険事業特別会計の「（一般被保険者）返納金」のうち、高額療養費返納金分を抜き出している。
- 11) **損害賠償金**：一般会計の「損害賠償負担金」のうち、損害賠償金分を抜き出している。
- 12) **水道料金・下水道使用料**：公営企業会計の水道料金・下水道使用料については、他の会計と同様の出納整理期間を想定し、3月末決算に翌年度の4/1～5/31の収入額を加味した額で算定している。

注3 市営住宅家賃・市営住宅共益費に関しては、平成26年度調定分まで非強制徴収公債権に分類し、平成27年度以降調定分を私債権として取り扱うこととする。

表 2 - 2 歳出返還金の収納状況

(単位：千円)

種別	債権名	返還決定額	返還済額	不納欠損額	返還未済額	収入率(%)	前年比(%)
歳 出 返 還 金	生活保護費	8,668	8,668	0	0	100	21.79
	児童扶養手当	215	172	0	43	80.00	-20.00
	児童手当	0	0	0	0	-	-
	ひとり親家庭医療費	0	0	0	0	-	-
	診療報酬(一般)	1,061	767	0	294	72.27	34.27
	高額療養費(一般)	267	267	0	0	100	81.53
	合計	10,210	9,873	0	337	96.70	24.04

注1 歳出返還金とは、令和元年度中に支出したもののうち、何らかの事由により過誤払となり、当該支出費目経費に戻入しなければならないものである。よって、歳出返還金については、会計上歳入扱いとはならない。歳出返還金の未収額については、出納閉鎖後は改めて現年度の歳入として管理することになる（地方自治法施行令第159条・第160条関係）。

注2 記載の数字は、千円単位で記載しており、端数については四捨五入しているため、縦・横計が一致しない部分がある。

表 3-1 強制徴収債権の収入率の実績及び目標 (単位：%)

債権名	区分	H30 年度	R1 年度		R2 年度	R3 年度	R4 年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
市税	現年度	99.35	99.36	99.44	99.45	99.45	99.45
	滞納繰越	29.89	30.13	28.80	27.00	27.00	27.00
	計	97.86	98.07	98.15	98.22	98.25	98.28
介護 保険料	現年度	99.19	99.19	99.34	99.40	99.40	99.40
	滞納繰越	43.00	43.00	38.51	38.60	38.60	38.60
	計	98.12	98.40	98.39	98.67	98.76	98.81
保育所 保育料	現年度	99.24	99.30	99.40	99.40	99.40	99.40
	滞納繰越	40.81	41.00	50.51	40.00	40.00	40.00
	計	98.08	98.36	98.38	97.86	98.32	98.59
国民健康 保険料	現年度	95.42	95.00	95.21	95.00	95.00	95.00
	滞納繰越	44.15	36.00	44.20	36.00	36.00	36.00
	計	91.62	90.57	91.56	90.66	90.14	89.82
後期高齢者 医療保険料	現年度	99.43	99.70	99.78	99.70	99.70	99.70
	滞納繰越	60.23	62.00	62.84	62.00	62.00	62.00
	計	99.17	99.50	99.49	99.50	99.50	99.50
下水道事業 受益者 負担金	現年度	99.70	99.50	98.71	99.70	99.70	99.70
	滞納繰越	29.69	40.15	33.70	40.30	40.30	40.30
	計	97.91	98.04	97.46	98.19	98.71	99.03
下水道事業 区域外 流入分担金	現年度	99.76	99.50	97.62	99.80	99.80	99.80
	滞納繰越	-	40.15	19.78	47.94	48.03	47.93
	計	99.76	99.47	96.91	99.38	99.49	99.54
下水道 使用料	現年度	99.67	99.60	99.77	99.61	99.63	99.64
	滞納繰越	26.71	26.59	32.00	26.66	26.70	27.10
	計	98.94	98.92	99.14	99.06	99.07	99.08

表3-2 重点滞納債権の収入率の実績及び目標 (単位：%)

債権名	区分	H30年度	R1年度		R2年度	R3年度	R4年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
土地建物 貸付料	現年度	96.84	96.85	97.90	98.10	98.20	98.30
	滞納繰越	22.60	22.60	22.15	41.99	42.41	43.38
	計	76.94	78.62	79.17	90.52	92.48	93.88
災害援護 資金貸付金	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	7.41	8.69	8.88	8.69	9.51	10.52
	計	7.41	8.69	8.88	8.69	9.51	10.52
生活保護費 返還金 徴収金	現年度	76.28	100	76.69	100	100	100
	滞納繰越	1.09	5.00	3.56	1.70	1.70	1.69
	計	46.91	34.61	28.65	31.18	31.54	31.89
児童扶養 手当返還金	現年度	76.48	70.00	100	70.00	75.00	80.00
	滞納繰越	4.73	10.00	14.71	16.00	17.00	18.00
	計	41.77	24.80	19.19	18.00	20.00	23.21
住宅新築 資金等 貸付金	現年度	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越	4.12	2.54	6.47	2.96	2.44	2.50
	計	4.09	2.54	6.45	2.95	2.44	2.50
市営住宅 家賃	現年度	97.66	98.00	98.70	98.00	98.00	98.00
	滞納繰越	33.59	35.00	38.11	35.00	35.00	35.00
	計	91.10	92.51	93.19	94.13	94.38	94.55
市営住宅 共益費	現年度	95.99	97.00	96.96	97.00	97.50	98.00
	滞納繰越	29.63	30.00	22.82	30.00	31.00	31.50
	計	75.58	79.00	77.18	83.60	86.33	88.94
奨学資金 貸付基金 貸付金	現年度	83.71	85.91	91.03	92.74	92.85	93.70
	滞納繰越	38.41	38.95	37.44	41.09	43.12	43.65
	計	63.68	67.82	72.87	72.90	76.64	80.85

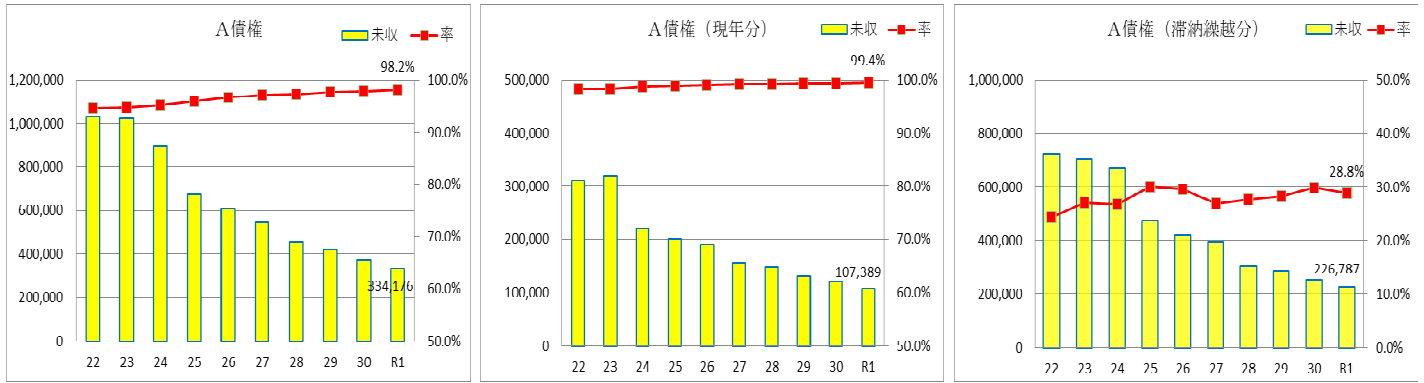
注 生活保護費返還金・徴収金、市営住宅家賃及び共益費については、2種類の債権種別があるが、上記掲載の目標数値等は、合算したもので算出し、目標設定している。

表 3 - 3 強制徴収債権の財産調査及び差押の実績及び目標 (単位：件)

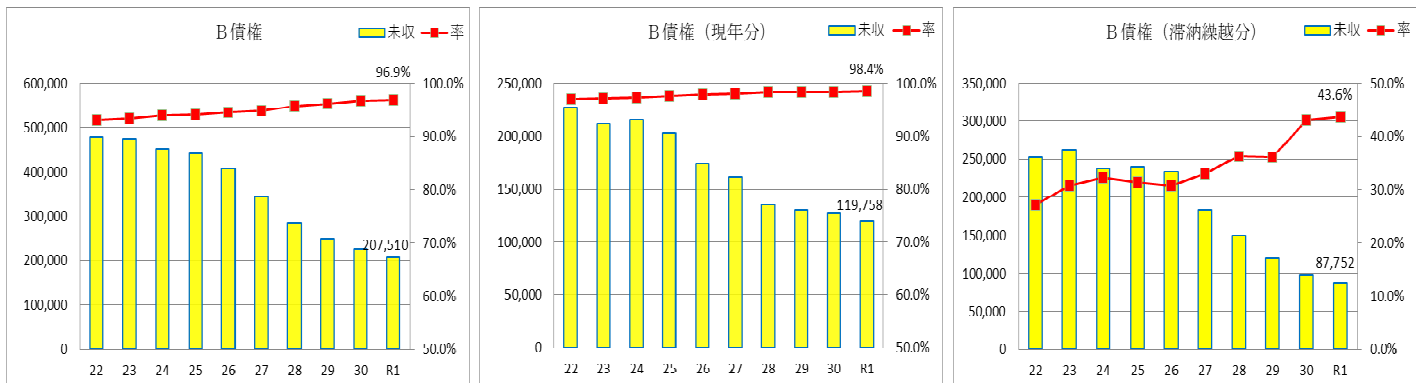
債権名	種別	H30 年度 実績	R1 年度		R2 年度 目標
			目標	実績	
市税	財産調査	5,853	3,400	4,035	3,500
	差押	781	600	879	600
介護保険料	財産調査	565	500	395	430
	差押	108	70	61	70
保育所保育料	財産調査	15	20	11	15
	差押	0	0	0	0
国民健康保険料	財産調査	893	500	1,018	900
	差押	67	50	133	100
後期高齢者 医療保険料	財産調査	3	5	33	10
	差押	0	1	3	3
下水道事業 受益者負担金	財産調査	0	5	0	5
	差押	0	1	0	1
下水道事業 区域外流入分担金	財産調査	0	2	0	2
	差押	0	0	0	0
下水道使用料	財産調査	0	5	0	5
	差押	0	1	0	1

図1 債権種別ごとの未収額と収入率の推移

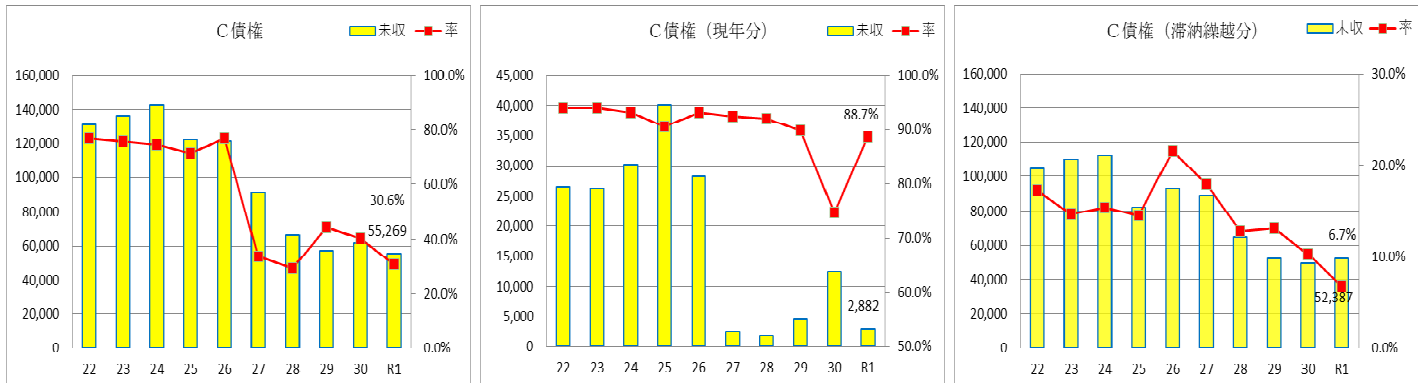
【A債権（市税）】



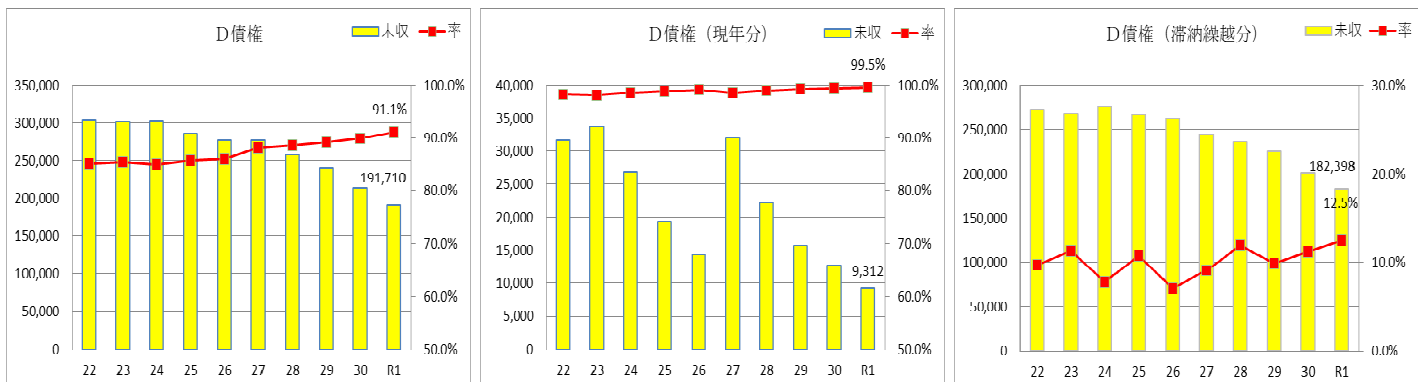
【B債権（強制徴収公債権）】



【C債権（非強制徴収公債権）】



【D債権（私債権）】



※ 市営住宅使用料（家賃）および市営住宅共益費は、平成27年度賦課分からD債権で管理している。

参照法令等

〈債権の基礎〉

地方自治法第240条（債権）

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 - 四 電子記録債権法第2条第1項に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権

新居浜市債権管理条例第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- 二 公債権 市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「市税に係る債権」という。）をいう。
- 三 強制徴収公債権 公債権のうち、市税に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- 四 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- 五 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- 六 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

新居浜市債権管理条例第6条（台帳の整備）

市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備しなければならない。

新居浜市債権管理条例施行規則第3条（台帳の記載事項）

条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市の債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所）
 - 三 市の債権の金額
 - 四 履行期限
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の記載内容に変更があったときは、速やかに訂正するものとする。

《公債権関係》

地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法第19条の4の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第7項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 10 第7項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第1項から第4項までの規定

による処分については、裁判所に出訴することができない。

1 1 第3項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

1 2 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

地方自治法附則第6条

他の法律で定めるもののほか、法第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法第18条から第20条まで（第25条の18において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

四 漁港漁場整備法第35条、第39条の2第10項又は第39条の5の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

新居浜市債権管理条例第8条（督促）

市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新居浜市債権管理条例第9条（督促手数料及び延滞金）

市長は、法第231条の3第2項の規定に基づく督促手数料及び延滞金の徴収について、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、新居浜市税賦課徴収条例の例により徴収するものとする。

《私債権関係》

新居浜市債権管理条例第8条（督促）

市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新居浜市債権管理条例第10条（損害賠償金等）

市長は、私債権をその履行の期限までに履行しない者に対して督促をした場合においては、当該債権の額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該

債権の契約に定める割合(契約に定めのない場合は、履行期限の翌日における民法第404条に規定する法定利率)を乗じて計算した金額に相当する損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)を加算して徴収するものとする。

- 2 前項に規定する割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

新居浜市債権管理条例第13条(強制執行等)

市長は、非強制徴収債権について、第8条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令第171条の2の規定により、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第16条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第17条に規定する履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きを執ること。
- 三 前2号に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訴事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

《時効の管理》

地方自治法第236条(金銭債権の消滅時効)

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

民法（時効関係）

第145条（時効の援用）

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第166条（債権等の消滅時効）

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

第167条（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

第168条（定期金債権の消滅時効）

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
 - 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。
- 2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

第169条（判決で確定した権利の消滅時効）

- 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。
- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

《個人情報保護・守秘義務》

地方公務員法（公務員の守秘義務）

第34条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

第60条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条の規定に違反して差別をした者
- 二 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- 三 第50条第3項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

地方税法（税務職員の守秘義務）

第22条（秘密漏えいに関する罪）

地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

《情報の共有》

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（抜粋）

（平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）

2 地方団体における徴収体制の整備

（3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方自治体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

〈滞納処分の執行停止・徴収停止関係〉

地方税法第15条の7（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。
- 4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。
- 5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

新居浜市債権管理条例第16条（徴収停止）

市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又

は不相当であると認めるときは、令第171条の5の規定により、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

新居浜市債権管理条例第17条（履行延期の特約等）

市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、令第171条の6第1項の規定により、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、令第171条の6第2項の規定により、履行期限後においても、履行延期の特約等を行うことができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金等に係る債権は、徴収すべきものとする。

《債権の放棄》

地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 ～ 九 （略）
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 ～ 十五 (略)

2 (略)

新居浜市債権管理条例第19条(債権の放棄)

市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- 一 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
 - 二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - 三 破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
 - 四 第13条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第15条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
 - 五 第16条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
 - 六 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。
- 2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

《判例・裁判例》

※1) 最高裁判例H15. 10. 10(平成13年(受)第1327号)

(平成13年5月22日東京高裁の判決を是認。)

水道供給事業者としての地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、自治体と市民との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。

※2) 最高裁判例H17. 11. 21(平成17年(受)第721号)

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異は無く、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項所定の5年ではなく、民法第170条第1号により3年と解すべきである。

※3) 名古屋高裁裁判例H18. 1. 19 (平成17年(行コ)第34号)

徴税をする地方団体の長は、滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、当該滞納者の税の負担能力(担税力)や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しつつ、他方、徴税行為が区々になり、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量が与えられているものと解される。

※4) 最高裁判例H16. 4. 23 (平成12年(行ヒ)第246号)

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量はない。